

公益社団法人 岐阜県労働基準協会連合会役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第28条の規定に基づき、公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会の役員（理事及び監事）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類及び通勤手当)

第2条 役員等の報酬は、常勤役員等にあつては本給及び特別手当とし、非常勤役員等については支給しない。

2 前項に定める報酬のほか、常勤役員等には、通勤手当を支給することができる。

(報酬の支払方法)

第3条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第4条 役員等の報酬は、その月の月額的全額を毎月16日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第3条第2項の規定に準じて支給する。

(報酬の決定基準)

第5条 常勤理事の報酬は、別表の範囲内において、その職務、経験、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当を支給する場合には、職員給与規程別紙3（2）に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員等に支給する。

2 通勤手当の月額は、職員給与規程別紙3（1）に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

(日割計算)

第7条 新たに役員等になった者には、その日から報酬（通勤手当及び特別手当を除く。以下この条について同じ。）を支給する。

2 役員等が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員等が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別表

号俸	年額（円）
第1号俸	4,000,000
第2号俸	4,500,000
第3号俸	5,000,000
第4号俸	5,500,000
第5号俸	6,000,000

- (注) 1 新任時は第1号俸を原則とする。但し、労働行政における管理職、民間企業における労務・安全担当の管理職を務める等労働関係業務の経験が十分ある者については第3号俸とすることができる。
- 2 法人の運営状況、勤務状況等を勘案の上、2年以上継続勤務により1号俸昇格することができる。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会の名称変更の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、令和6年6月17日から改正施行する（第5条及び別表1）。